

○池田市附属機関条例

平成25年3月28日条例第1号

池田市附属機関条例

(趣旨)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に別に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、附属機関の設置及び担当事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関又は公営企業管理者の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

(委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関又は公営企業管理者が定める。

附則

(施行期日)

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正)
- 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成18年池田市条例第24号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者	名称	担当事務
市長	池田市行財政改革推進委員会	行財政改革に関する重要事項についての調査審議に関する事務
	池田市公共事業評価委員会	公共事業の事前評価、事後評価及び再評価についての調査審議に関する事務
	池田市職員分限懲戒等調査委員会	一般職の職員に対する分限処分、懲戒処分等についての調査審議に関する事務
	池田市市有施設再編委員会	市有施設の再編に関し必要な事項についての調査審議に関する事務
	池田市入札監視委員会	本市が発注する建設工事に関する入札及び契約の適正化を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務
	池田市総合評価審査委員会	本市が発注する建設工事及び委託業務に係る総合評価一般競争入札の実施に関し必要な落札者決定基準の策定及びそれに基づく落札者の決定についての審査に関する事務
	池田市地域福祉計画策定委員会	池田市地域福祉計画の策定及び見直しについての調査審議に関する事務
	池田市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	池田市障害者計画及び池田市障害福祉計画の策定及び見直しについての調査審議に関する事務
	池田市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所及び入所の継続の要否についての審査に関する事務
	池田市発達支援システム検討委員会	発達支援システムの構築及び運用についての調査審議に関する事務
	池田市保健医療対策協議会	地域における保健医療に関し必要な事項についての調査審議に関する事務
	池田市予防接種健康被害調査委員会	本市が実施した予防接種による健康被害についての医学的見地からの調査審議に関する事務
	池田市休日急病診療所医療事故等調査委員会	池田市立休日急病診療所において発生した医療事故に係る対処方法及び安全対策についての調査審議に関する事務
	池田市高齢者福祉計	池田市高齢者福祉計画及び池田市介護保険事業計画

	画・介護保険事業計画策定委員会	の策定及び見直しについての調査審議に関する事務
	池田市地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監査に関し必要な事項についての調査審議に関する事務
	池田市企業育成室入居者審査会	企業育成室への入居の適否についての審査に関する事務
	池田市本町通等活性化事業資金審議会	池田市本町通等活性化事業資金の貸付けにより発生した損失に係る補償についての調査審議に関する事務
教育委員会	池田市教育委員会活動点検評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価についての調査審議に関する事務
	池田市教育委員会分限懲戒審査会	教育委員会事務局及び本市が設置する教育機関に勤務する教育職員並びに市立学校に勤務する教職員に対する分限処分及び懲戒処分についての審査に関する事務
	池田市結核対策委員会	市立学校における結核健康診断及び結核感染予防対策についての調査審議に関する事務
	池田市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	市立義務教育諸学校の教科用図書の選定についての調査審議に関する事務
	池田市史編纂委員会	市史の編纂及び刊行についての調査審議に関する事務
	池田市特別支援教育検討委員会	特別支援教育の実施及びその推進についての調査審議に関する事務
病院事業管理者	市立池田病院経営委員会	市立池田病院の経営計画に係る課題並びに実施状況の点検及び評価についての調査審議に関する事務
上下水道事業管理者	池田市上下水道事業経営審議会	水道事業及び公共下水道事業の経営に関する基本方針についての調査審議に関する事務
執行機関又は公営企業管理者	池田市民営化事業者選定委員会	本市が実施する事業に係る民間事業者への実施主体の移管に関し事業提案型の公募の方法により当該事業者を選定する場合の選定基準の策定及びそれに基づく審査に関する事務
	池田市民間委託等事業者選定委員会	本市が実施する事業の事務の全部若しくは一部に係る民間事業者に対する実施委託又は本市の公有財産に係る民間事業者に対する売却、貸付け若しくは目的外使用許可に関し事業提案型の公募の方法により当該事業者を選定する場合の選定基準の策定及びそれに基づく審査に関する事務
	池田市賞詞授与等審査会	本市が奨励する事項について特に顕著な功績若しくは業績を挙げたものに対する賞詞の授与又は本市が募集する意匠、愛称、図画その他の学術、芸術等の分野に係る作品の選考についての審査に関する事務
	池田市公募委員等選考委員会	本市が設置する附属機関を構成する委員等の全部又は一部、専門委員その他本市が実施する事業について必要な情報の提供、助言又は指導を行う者に関し公募の方法により当該者を選考する場合の選考基準の策定及びそれに基づく審査に関する事務

池田市行財政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市附属機関条例(平成25年池田市条例第1号)第3条の規定に基づき、池田市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて行財政改革に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 労働環境の整備に関し識見を有する者
- (3) 市民
- (4) その他市長が適当と認める者

3 前項第3号に掲げる者は、3名以内とし、公募により選考するものとする。ただし、当該手続の結果、委嘱すべき市民の決定がなされなかったときは、この限りでない。

4 前項に定めるもののほか、公募による選考に関し必要な事項は、別に定める。

5 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に出席委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合政策部行政経営課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第3条第5項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成25年9月30日までとする。

(最初の会議の招集)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に開催される委員会の会議及び委員の任期満了に伴い新たに委嘱された委員により組織された委員会の最初に開催される会議は、市長が招集する。